

## 鳥取県告示第526号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

まちなか生活実態調査

### 2 調査の目的

都市部における局地的な人口減少・高齢化の進行、コミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空き家の増加、買い物弱者の発生、交通不便等の課題の実態を把握し、地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」の再生を目指して、生活者の視点で、コミュニティを軸に支援施策を検討するための基礎資料とすること

### 3 調査対象の範囲

鳥取県内の都市部で、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）第2条第1項に規定する中山間地域を除く地域の自治会又は町内会及び世帯

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

##### ア 世帯調査

世帯の状況、住まい、くらしの安心、交通、買い物、通院、コミュニティ、居住に関する今後の意向、困りごと、不安その他に関する事項

##### イ 自治会（町内会）調査

自治会（町内会）の状況、くらしの安心、生活環境（交通、店舗、医療）、コミュニティ、困りごと、不安その他に関する事項

#### (2) その基準となる期日

平成24年8月1日（水）

### 5 報告を求める者

#### (1) 世帯調査

指定した14地区から抽出した4,710世帯

#### (2) 自治会（町内会）調査

指定した14地区の277自治会（町内会）（全団体）

### 6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県職員が調査票を配布し、鳥取県職員が調査票を回収する。

### 7 報告を求める期間

平成24年8月1日から同月31日まで

### 8 調査票情報の保存期間

5年間

### 9 結果の公表方法

まちなか生活実態調査報告書を作成し、公表する。